

新たな相談・診療・検査体制のイメージ

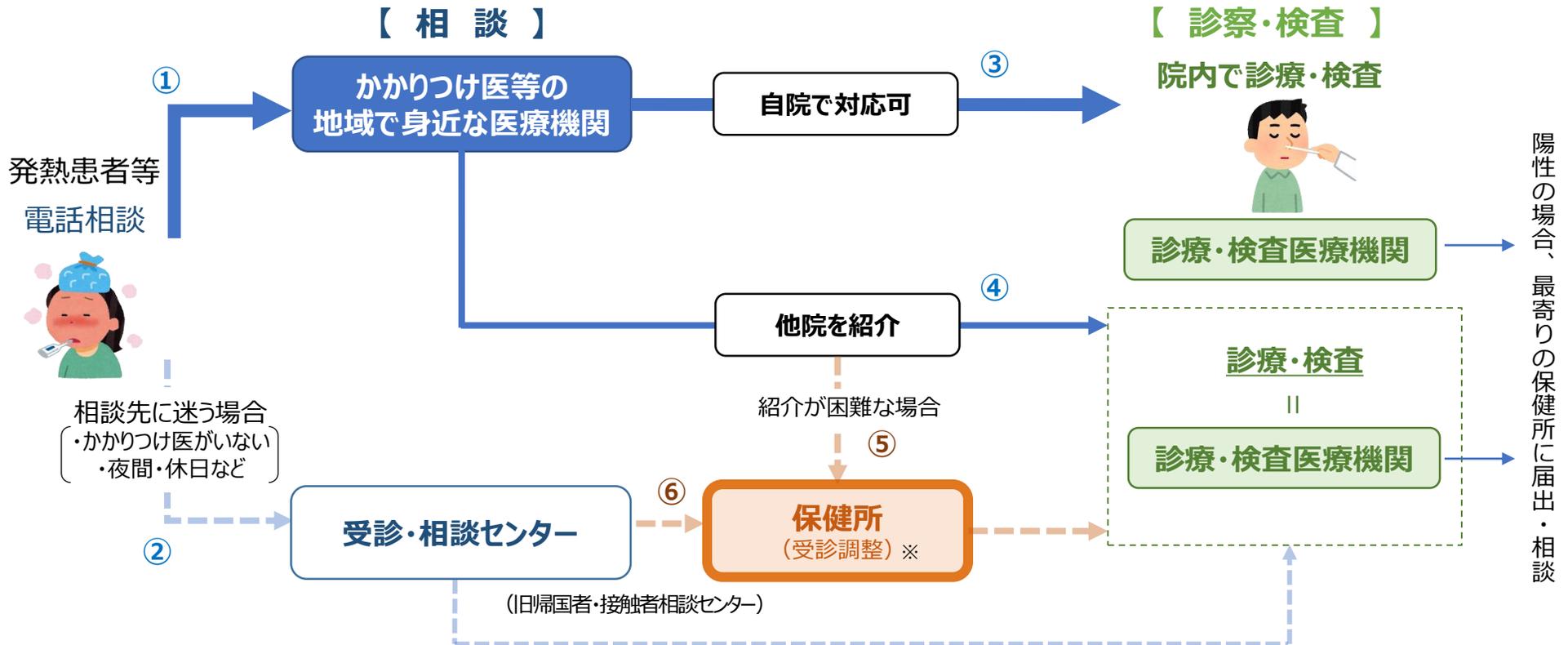
11/1から新たな体制スタート予定

● 相談について

- 原則、「かかりつけ医などの身近な医療機関」に相談（→①）、相談先に迷う場合には、「受診・相談センター」に相談（→②）。

● 診療・検査について

- かかりつけ医などで 自院で対応可能な場合は、院内で診療・検査を実施（→③）。不可能な場合は、診療・検査が可能な他院を紹介（→④）。
- 医療機関間で紹介が困難な場合や受診・相談センターで要受診と判断された場合は、当面の間、保健所で受診調整（→⑤⑥）。



※ 保健所の受診調整の役割は、段階的に縮小